

第百八十六回国会

参議院内閣委員会 議録第十六号

平成二十六年五月二十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十日

辞任

高橋 克法君

薬師寺みちよ君

五月二十一日

辞任

岡田 広君

二之湯武史君

山谷えり子君

田村 智子君

補欠選任

山東 昭子君

江口 克彦君

補欠選任

堀内 恒夫君

世耕 弘成君

三宅 伸吾君

山下 芳生君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

水岡 俊一君

上月 良祐君

松下 新平君

芝 博一君

山下 芳生君

委員

鴻池 祥肇君

佐藤ゆかり君

山東 昭子君

世耕 弘成君

福岡 資麿君

堀内 恒夫君

三宅 伸吾君

山崎 力君

大野 元裕君

神本美恵子君

蓮 舫君

秋野 公造君

衆議院議員

発議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

恒夫君及び三宅伸吾君が選任されました。

○委員長(水岡俊一君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(水岡俊一君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に山下芳生君を指名いたします。

○委員長(水岡俊一君) 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者衆議院議員衛藤征士郎君から趣旨説明を聴取いたします。衛藤征士郎君。

○衆議院議員(衛藤征士郎君) ただいま議題となりました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法案は、国民の祝日として、新たに山の日を設けようとするものであります。我が国の国土の大半は山であり、我々は日々、多くの山の恩恵を受けて生活しております。大自然の根本たる山と向き合い、その恩恵に感謝し、山との共存、共生を図ることは極めて有意義であります。

次に、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

国民の祝日として、新たに山の日を加え、山の日を八月十一日とし、その意義を「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。」とすることといたしております。多くの国民がお盆休み、夏休

みでもあるこの期間に、大人も子供も、こぞつて山に親しみ、山を考える日となるものと考えております。

なお、この法律は、平成二十八年一月一日から施行することとしております。

以上が、本法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(水岡俊一君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。――別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(水岡俊一君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(水岡俊一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(水岡俊一君) 次に、重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。古屋国家公安委員会委員長。

した、重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明を申し上げます。

この法律案は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が、日米査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めた、いわゆる日米重大犯罪防止対処協定を締結することに伴い、その実施に対し、アメリカ合衆国に入国した特定の者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているか否かについて合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置等を定めることをその内容としております。

以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置についてであります。

これは、警察庁長官が、合衆国連絡部局から特定の者に係る指紋情報に関する照会を受けたときは、その者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているか否か等を自動的にオンラインで回答するものであります。

第二は、合衆国連絡部局から追加の情報の提供の要請を受けた場合の措置についてであります。

これは、警察庁長官が、第一の照会に対し、指紋情報が照合用電子計算機に記録されている旨を回答した場合において、合衆国連絡部局から追加の情報の提供の要請を受けたときは、当該要請があつたときに現に照合用電子計算機に記録されている情報であつて、当該要請の目的に照らして必要かつ適当であると認められるものを提供することとすることとすることとであります。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

第三は、情報の適切な管理のための措置についてであります。

これは、警察庁長官が、照合用電子計算機に記録された特定指紋情報等の漏えい防止等のために、照合用電子計算機に係るアクセス制御機能の高度化その他の必要な措置を講ずるものであります。

第四は、外務大臣の措置についてであります。

これは、外務大臣が、日米査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化する上でこの協定が果たす役割に鑑み、その実施に関し、必要に応じ、アメリカ合衆国政府と協議するものであります。

その他所要の規定を整備することといたしております。

なお、この法律の施行期日は、協定の効力発生の日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いを申し上げます。

○委員長(水岡俊一君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時八分散会

五月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
第二条海の日の項の次に次のように加える。

附則

この法律は、平成二十八年一月一日から施行する。

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案
重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案

法律

(趣旨)

第一条 この法律は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が、日米査証免除制度(日本国が、アメリカ合衆国政府の発行する旅券を所持する同国の国民の一部について、本邦への上陸に際し、外国に駐在する日本国の大使、公使又は領事官の査証を必要としないこととする制度及びアメリカ合衆国が日本国民について実施している同様の制度をいう。第八条において同じ。)の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めた重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとす。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(定義)

一 合衆国連絡部局 アメリカ合衆国政府が協定第三条一の規定により指定する国内連絡部局をいう。

二 指紋情報 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記録された指紋をいう。

三 特定指紋情報 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定により被疑者から採取された指紋に係る指紋情報をいう。

四 照合用電子計算機 特定指紋情報及び次に掲げる事項が記録されている警察庁長官の使用に係る電子計算機であつて、特定の者に係る指紋情報と特定指紋情報とを照合してその者に係る指紋情報が当該電子計算機に記録されているか否か及び当該指紋情報が記録されている場合にあつては当該指紋情報に係る当該事項を確認することができる機能を有するものをいう。

イ 当該特定指紋情報により識別される者の氏名、生年月日、出生地、性別、身長又は体重

ロ 当該特定指紋情報により識別される者の刑事の処分の経歴

ハ 当該特定指紋情報に係る指紋の採取がされた年月日その他の当該指紋の採取に関する事項

(合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置)

第三条 警察庁長官は、合衆国連絡部局から、合衆国使用電子計算機(合衆国連絡部局の使用に係る電子計算機をいう。以下この条において同じ。)より電気通信回線を通じて照合用電子計算機に特定の者が識別されている旨の情報と共にその者に係る指紋情報を送信する方法によつて、協定第四条の規定による指紋情報に関する

照会を受けたときは、照合用電子計算機より電
気通信回線を通じて合衆国使用電子計算機に送
信する方法によって、その者に係る指紋情報が
照合用電子計算機に記録されており、かつ、そ
の者が次の各号のいずれかに該当する者である
かを回答するものとする。

一 日本国の法令に違反して刑に処せられたこ
とのある者

二 刑事上の手続による身体の拘束を受けたこ
とのある成人（満二十歳以上の者をいう。次
号において同じ。）であつて、当該身体拘束
を受けることとなつた事件について次のい
れかに該当するもの

イ 現に被告人である者

ロ 刑事訴訟法第二百四十八条の規定により

公訴を提起しない処分を受けた者

ハ 公訴の提起又は公訴を提起しない処分の

いづれをも受けていない者（刑事訴訟法第
二百四十六条ただし書の規定により当該事
件が検察官に送致されなかつた者及び少年
法（昭和二十三年法律第六十八号）第十八
条、第十九条第一項、第二十三条第二項又
は第二十四条第一項の決定を受けた者を除
く。）

三 逮捕状が発せられており、かつ、所在が不
明である成人のうち国家公安委員会規則で定
めるもの

2 警察庁長官は、合衆国連絡部局から、合衆国
使用電子計算機より電気通信回線を通じて照合
用電子計算機に特定の者が識別されてい
ない旨の指紋情報と共にその者に係る指紋情報を送信する
方法によつて、協定第四条の規定による指紋情
報に関する照会を受けたときは、照合用電子計
算機より電気通信回線を通じて合衆国使用電子
計算機に送信する方法によつて、その者に係る
指紋情報が照合用電子計算機に記録されてい
るか否かを回答するものとする。

（合衆国連絡部局から追加の情報の提供の要請
を受けた場合の措置）

第四条 警察庁長官は、前条の規定により、特定

の者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録
されている旨（同条第一項の場合にあつては、
その者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記
録されており、かつ、その者が同項各号のい
れかに該当する者である旨）を回答した場合に
おいて、合衆国連絡部局から、協定第五条一
の規定によるその者に係る追加の情報の提供の要
請を受けたときは、当該要請があつた時に現に
照合用電子計算機に記録されている情報（第
二条第四号イからハまでに掲げる事項に係るもの
に限る。）であつて、当該要請の目的に照らして
必要かつ適當であると認められるものを提供す
ることができる。

2 警察庁長官は、前項の規定により合衆国連絡
部局に対し情報を提供する場合において、必要
があると認めるときは、当該情報の利用に関す
る条件を定めるものとする。

（提供した情報の利用に係る同意等）

第五条 警察庁長官は、合衆国連絡部局から、前
条の規定により提供した情報の利用に係る協定
第八条五（二）の規定による同意又は第三条の規定
により回答し、若しくは前条の規定により提供
した情報の開示に係る協定第八条七の規定によ
る同意を求められたときは、それらの内容につ
いて同意をするかどうかを決定し、その旨を合
衆国連絡部局に通知するものとする。

（国家公安委員会規則への委任）

第六条 前三条に定めるもののほか、これらの規
定の実施のための手続その他その施行に関し必
要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（情報の適切な管理のための措置）

第七条 警察庁長官は、照合用電子計算機に記録
された特定指紋情報その他の第三条から第五条
までの措置に係る情報の漏えい、滅失又は毀損
の防止その他これらの情報の適切な管理のため
に、照合用電子計算機に係るアクセス制御機能
（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成
十一年法律第二百二十八号）第二条第三項に規定

するアクセス制御機能をいう。）の高度化その他
の必要な措置を講ずるものとする。

（外務大臣の措置）

第八条 外務大臣は、日米査証免除制度の下で安
全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の
国民の安全を強化する上で協定が果たす役割に
鑑み、協定の実施に関し、必要に応じ、アメリ
カ合衆国政府と協議するものとする。

（関係行政機関の協力）

第九条 警察庁長官、法務大臣及び外務大臣は、
協定の実施に関し、相互に協力するものとな
す。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行す
る。

（警察法の一部改正）

2 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）の一
部を次のように改正する。

第二十三条第一項に次の一号を加える。

九 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上
での協力の強化に関する日本国政府とアメ
リカ合衆国政府との間の協定の実施に関す
る法律（平成二十六年法律第 号）第二
条第一号に規定する合衆国連絡部局との連
絡に関すること。
第二十三条第二項中「第八号」を「第九号」に改
める。

平成二十六年六月五日印刷

平成二十六年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F